

社会福祉法人 地球郷 役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人地球郷（以下「法人」という）の定款第8条及び定款第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 常勤役員とは、定時評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、正規職員と同じく又は正規職員として働いている理事の者をいう。
- 4 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- 5 評議員とは定款第9条に基づき置かれるものをいう。

(役員・評議員の報酬)

第3条 役員・評議員が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができるものとする。

- 2 交通費は自宅から法人までの実費を支給することができるものとする。

(監事の報酬)

第4条 監事が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席した以外の日において、法人及び指導検査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができるものとする。

- 2 交通費は自宅から法人までの実費を支給することができるものとする。

(実費の弁償)

第5条 役員・評議員に費用を弁償することができる。

(旅費・交通費の支給)

第6条 役員に出張を命じたときは、交通費あるいは宿泊費の実費を支給する。この場合のクラスまたはランクは普通のクラスとする。但し、日当・手当等支給しない。

(退職金)

第7条 役員が退任する場合は、別途定める役員退職金規定に基づき支給することができる。

(適用除外)

第8条 この規程のうち、第3条、第4条、第5条、第6条は常勤役員には適用しない。

付則

- 1、この規程の改廃は、評議員会での承認を受けて行う。
- 2、この規程は、平成14年10月1日から実施する。
- 3、平成16年5月30日一部改訂。

- 4、平成20年9月23日一部改訂。
- 5、平成21年9月6日一部改訂。
- 6、平成23年10月29日一部改訂。
- 7、平成26年12月14日一部改訂。
- 8、平成29年3月26日一部改訂。

別表1

名 称	報 酬	交通費
理事会出席報酬	3000円	実費
評議員会出席報酬	3000円	実費
評議員選任・解任委員会出席報酬	3000円	実費

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬とする。

別表2

名 称	報 酬	交通費
監事監査指導報酬	5000円	実費

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬とする。

社会福祉法人 地球郷 役員退職金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人地球郷（以下「法人」という）の役員が退任した時に支給する退職金について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程による退職金制度は、法人に勤務する常勤役員に適用する。ここでいう常勤役員とはこの法人を主たる勤務場所とし、法人の正規職員又は正規職員に準じた勤務実態のある理事の者をいう。

2 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(退職金の決定)

第3条 役員退職金の支給は理事会の審議を経て、評議員会において決議をする。

(退職金の不支給・減額)

第4条 次の各号に該当する者については、退職金を支給しない。但し、事情により第5条に基づき算出した退職金の支給額を、減額して支給することができる。

- ① 法令違反、重大なる過失又は故意による行為で法人に著しい損害を与え退任したとき
- ② 刑事事件に関し有罪の判決を受けたとき
- ③ 定款の規定に基づき解任されたとき
- ④ 退任後、又は支給日までの間において在職中の行為につき解任に相当する事由が発見されたとき

2 退職金の支給後1年以内に前項に規定する事由が発見された場合は、支給した退職金の全部または一部の返還を求めることができる。

(支給基準)

第5条 退職金額は、次の方法により算出された額の合計とする。

退任時における給与の標準月額（諸手当を除く）×役員別在任年数×役員別支給基準率（別表1）

2 役員が次の事由により退任する場合は、前項で算出した金額を支給する。

- ① 死亡による退任
- ② 傷病による退任
- ③ 任期満了による退任
- ④ 自己都合で辞任を申し出、理事会・評議員会で了承された退任

3 前項以外の理由で退任した場合は、その理由又は情状により退職金を増額又は減額して支給する。

(在任年数の算出)

第6条 在任年数は役員に就任した日から起算し、退任又は辞任の日までとする。

2 就任した年も在任年数1年とする。

3 勤務の途中で退任（辞任）し、再度就任した場合は、これを通算する。

(金額の端数計算)

第7条 退職金の最終計算において、千円未満の端数があるときはこれを切り上げる。

(退職特別功労金)

第8条 常勤役員でその在任中に法人に貢献し、功労のあった者に対して、第5条により算出した退職金に、50%を上限とする範囲で特別功労金を加算することができる。

(受給権者)

第9条 役員が死亡した場合の退職金又は退職特別功労金は、遺族に支給する。

(支払いの時期及び方法)

第10条 退職金、退職特別功労金の支給は、評議員会議決後、2か月以内にその全額を通貨で支払う。但し、本人の同意がある場合は口座振り込みにより支払う。

付則

- 1、この規程の改廃は、評議員会での議決を経ることを条件とする。
- 2、この規程は、平成29年3月26日から実施する。

別表1

役 位	支給基準率
理事長	200/100
理事	100/100